

ご利用ください 分譲マンション修繕支援制度

■分譲マンション計画修繕調査支援制度

マンションの計画的な修繕を促進するため、建物劣化診断や長期修繕計画の見直し等に係る費用の一部を補助します。

【補助額】調査に係る費用の1/3 *上限50万円【申込開始日】4月1日 *詳細は区HPを参照



■分譲マンションリフォームローン償還助成制度

住宅金融支援機構の融資を受けて共用部分等の修繕工事を実施する場合、金利の一部を助成します。

【助成額】融資額に係る金利の1%【助成期間】融資を受ける期間 *最長10年 *詳細は区HPを参照



【対象】区内分譲マンションの管理組合 *ほかにも要件あり【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215

毎年申請が必要です 簡易工事受注参加登録

区が発注する簡易工事の受注を希望する事業者の登録申請を受け付けています。継続登録を希望する事業者も、毎年申請が必要です。申請しないと3月31日で登録の有効期限が切れますので、忘れずに申請してください。

【対象】区内中小企業者等【必要書類】▶新規登録=申請書、最新の納税証明書等▶継続登録=最新の納税証明書 *申請書や必要書類等の詳細は区HPを参照【申込み】随時、必要書類を直接または郵送で、〒130-8640契約課契約係(区役所8階) ☎5608-6252へ *競争入札参加の資格審査申請は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスHPで随時受け付け



誰もが心を通ず暮らしやすいまちへ 手話への理解を深めましょう
手話は日本語と同じように1つの言語で、独自の語彙や文法を持っています。手話への関心を深め、コミュニケーションの輪を広げていきましょう。
【問合せ】障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX5608-6423



ご確認ください 児童手当・児童育成手当

児童手当の2月期分(6年12月分~7年1月分)と児童育成手当の2月期分(6年10月分~7年1月分)を、指定の口座に振り込みました。個別に振り込みの通知はしませんので、通帳記帳などでご確認ください。なお、申請や変更の届出日によっては、審査手続等のため、振り込みが遅れる場合があります。また、6年6月に区から現況届が届いた方は、現況届と関連書類の提出がないと手当を受給できません。受給資格を失うことがありますので、至急ご提出ください。

【提出先・問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階) ☎5608-6160

視覚に障害のある方に発行しています 墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)点字版・録音版

視覚に障害のある方を対象に、区報の点字版と録音版(カセットテープ版、デジター版)を発行しています。いずれも、発行日(毎月1・11・21日)に自宅へ郵送しています。点字版・録音版を希望する場合は、お問い合わせください。

【費用】無料【問合せ】▶点字版=広報広聴担当 ☎5608-6223 ▶録音版=すみだ福祉保健センター ☎5608-3711

運動習慣を身に付けて健康な体を作りましょう 高齢者健康体操教室(各全40回予定)

【とき】4月15日(火)~8年3月31日(火) *休館日・年末年始とほかの事業等で会場を使用する日を除く *日程の詳細は各申込先へ【会場/定員等】下表のとおり【対象】区内在住の65歳以上で、要介護認定を受けていない方【費用】各5200円(保険料込み)【申込み】申込書と返信用はがき(氏名、住所を記入)を郵送で、2月28日(必着)までに各申込先へ *申込書は問合せ先、各会場で配布【問合せ】スポーツ振興課スポーツ振興担当(区役所14階) ☎5608-6312

Table with 5 columns: Class, Time, Intensity, Venue/Capacity, and Contact. It lists 8 classes with details on timing and location.

納期限は2月28日です 固定資産税・都市計画税(第4期分)

令和6年度固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は2月28日です。納期限までに納めてください。納付は、スマートフォン決済アプリやクレジットカード、口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM、金融機関の窓口およびコンビニエンスストア等で行えます。

【問合せ】▶固定資産税・都市計画税=墨田都税事務所 ☎3625-5061 ▶口座振替=都主税局徴収部納税推進課 ☎3252-0955、税務課税務係 ☎5608-6008



すみだ郷土文化資料館の 地元ボランティアによる展示解説
【とき】▶個人=毎月第3日曜日午後1時~4時 ▶団体(20人以上)=申込時に調整【申込み】▶個人=当日直接会場へ ▶団体=電話で、展示解説希望日の1か月前までに問合せ先へ【問合せ】すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5) ☎5619-7034



区報に、「あなたの好きなすみだ」の風景を掲載しませんか?

皆さんが撮影した写真を本紙に掲載します。ぜひ、写真をお寄せください。
【応募方法】随時、「私の好きな すみだ」をテーマに区内で撮影した写真と、作品名、撮影場所、応募者の氏名・住所・電話番号を直接または郵送、Eメールで、〒130-8640広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・ooshrase@city.sumida.lg.jpへ *Eメールの件名は「私の好きなすみだ」 *写真は▶直接・郵送=A4以下の紙に印刷するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶Eメール=jpeg形式で添付(1通当たり3MB以内)【注意事項】▶人物が含まれる写真は、肖像権侵害等の防止のため、本人(未成年の場合は親権者)の了承が必要 ▶撮影者の氏名も掲載 ▶応募写真は他媒体で使用する場合があります ▶掲載時に一部修正をする場合があります ▶写真は返却不可



次回は3月1日号に掲載!
スマートフォンで撮影した写真もOK! どんどん送ってください。
(Includes an illustration of a smartphone and a camera.)